

# 川口市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の算定方法について(令和7年4月1日更新)

## 算定方法①

(「直接工事費の額」  $\times 9.7/10$ )  
+ (「共通仮設費の額」  $\times 9/10$ )  
+ (「現場管理費の額」  $\times 9/10$ )  
+ (「一般管理費等の額」  $\times 6.8/10$ )  
= 最低制限価格 (端数切捨て)  
(下限: 予定価格の10分の7.5      上限: 予定価格の10分の9.2)

## 算定方法②

「予定価格」  $\times 7.5/10 \sim 9.2/10$   
= 最低制限価格 (端数切捨て)  
(予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲の割合を乗じて得た額)

## ※①又は②のいずれかの方法で算定した額

- ※1 この取扱いは、令和7年4月以降に開札する案件から適用します。
- ※2 算定方法①において得た額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし(計算例①-2)、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とします。
- ※3 最低制限価格の端数調整について、設計金額(税抜)1千万円以上は、千円未満切り捨てとし、1千万円未満は、百円未満切り捨てとします。ただし、端数調整を行うことで、最低制限価格が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たなくなる場合は、端数調整は行わず、1円未満を切り上げる(円単位とする)こととします。
- ※4 算定方法①において、工事費内訳等の直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の合計が工事価格(設計金額)を超える場合は、一般管理費等で設計金額と同額となるよう差引調整します。(計算例①-1)
- ※5 算定方法①において、負担金(有価物売却費等)など、マイナスで計上される項目を直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら4つの費用とは別に計上した建設工事の入札においては、これら4つの費用の合計額から負担金(有価物売却費等)を控除した額とします。(計算例①-2)
- ※6 調査基準価格の算定方法は、最低制限価格の算定方法と同様とします。失格基準価格の算定方法については、非公表です。

※7 最低制限価格は、次の区分により算定方法①を用いて算出します。

ただし、次の区分のいずれにも該当しない場合は、算定方法②を用いて算出します。

|                       | 一般工事<br>※ i | 鋼橋製作・<br>架設工事<br>※ ii                        | 機械設備工事<br>※ iii                                             | 電気（通信）<br>工事<br>※ iv                       |
|-----------------------|-------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 直接工事費<br>に分類する<br>項目  | ・直接工事費      | ・直接工事費<br>・工場製作原価<br>のうち直接工<br>事費又は直接<br>製作費 | ・直接工事費<br>・製作原価、製作<br>工事原価又は機<br>器費の60%                     | ・直接工事費<br>・機器費の<br>60%                     |
| 共通仮設費<br>に分類する<br>項目  | ・共通仮設費      | ・共通仮設費<br>・工場製作原価<br>のうち間接労<br>務費            | ・共通仮設費<br>・製作原価、製作<br>工事原価又は機<br>器費の10%                     | ・共通仮設費<br>・機器費の<br>10%                     |
| 現場管理費<br>に分類する<br>項目  | ・現場管理費      | ・現場管理費<br>・工場製作原価<br>のうち工場管<br>理費            | ・現場管理費<br>・製作原価、製作<br>工事原価又は機<br>器費の20%<br>・据付間接費<br>・設計技術費 | ・現場管理費<br>・機器費の<br>20%<br>・据付間接費<br>・設計技術費 |
| 一般管理費<br>等に分類す<br>る項目 | ・一般管理費<br>等 | ・一般管理費等                                      | ・一般管理費等                                                     | ・一般管理費<br>等<br>・機器費の<br>10%                |

※ i 設計書の項目が、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の4項目（以下「4項目」という。）に分類されるもの。直接工事費の中に機器費を計上している場合で4項目に分類されるものは、この区分に該当します。

※ ii 4項目以外に、工場製作原価を計上する鋼橋製作・架設工事の場合は、工場製作原価のうち直接工事費又は直接製作費は直接工事費に、間接労務費は共通仮設費に、工場管理費は現場管理費に含めて計算します。（計算例①－3）

※ iii 4項目以外に、製作原価、製作工事原価、機器費、据付間接費、設計技術費のうち1つ以上を計上する機械設備工事の場合は、製作原価、製作工事原価又は機器費の60%は直接工事費に、製作原価、製作工事原価又は機器費の10%は共通仮設費に、製作原価、製作工事原価又は機器費の20%並びに据付間接費、設計技術費は現場管理費に含めて計算します。（計算例①－4）

※ iv 4項目以外に、機器費、据付間接費、設計技術費のうち1つ以上を計上する電気（通信）工事の場合は、機器費の60%は直接工事費に、機器費の10%は共通仮設費に、機器費の20%、据付間接費、設計技術費は現場管理費に、機器費の10%は一般管理費等に含めて計算します。（計算例①－5）

## 建設工事における最低制限価格の計算例①－ 1

### 算定方法①

$$\begin{aligned} & \left( \text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10 \right) \\ = & \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

### (例) 設計金額(税抜)38,160,000 円の建築一式工事の場合

|              |             |
|--------------|-------------|
| ・ 設計金額 (①)   | 38,160,000円 |
| ・ 直接工事費      | 22,385,284円 |
| ・ 共通仮設費      | 4,863,360円  |
| ・ 現場管理費      | 5,636,000円  |
| ・ 一般管理費等     | 5,282,204円  |
| ・ 合計 (②)     | 38,166,848円 |
| ・ 差額 (① - ②) | △6,848円 (※) |

$$\begin{aligned} & \left( \text{「22,385,284」} \times 9.7 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「4,863,360」} \times 9 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「5,636,000」} \times 9 / 10 \right) \\ + & \left( \text{「(5,282,204 - 6,848)」} \times 6.8 / 10 \right) \quad (\text{一般管理費等－差額}) \\ = & \text{最低制限価格 (税抜)} \\ & \mathbf{34,750,000\text{円}} \quad (\text{千円未満切捨て}) \end{aligned}$$

◎ 予定価格の 91.06%

※ 建築一式工事、塗装工事、防水工事など、工事費内訳等における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の項目の和が、設計金額を超える場合、その差額を一般管理費等で差引調整します。

## 建設工事における最低制限価格の計算例①－ 2

### 算定方法①

(「直接工事費の額」 × 9. 7 / 1 0)  
+ (「共通仮設費の額」 × 9 / 1 0)  
+ (「現場管理費の額」 × 9 / 1 0)  
+ (「一般管理費等の額」 × 6. 8 / 1 0)  
－ 負担金 (有価物売却費等)  
＝ 最低制限価格 (端数切捨て)

### (例) 設計金額(税抜)232, 800, 000 円の解体工事の場合

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| ・ 設計金額 (①)   | 232, 800, 000円     |
| ・ 直接工事費      | 184, 749, 984円     |
| ・ 共通仮設費      | 26, 722, 519円      |
| ・ 現場管理費      | 6, 506, 174円       |
| ・ 一般管理費等     | 26, 331, 823円      |
| ・ 有価物売却費等    | △11, 484, 100円 (※) |
| ・ 合計 (②)     | 232, 826, 400円     |
| ・ 差額 (① - ②) | -26, 400円          |

(「184, 749, 984」 × 9. 7 / 1 0)  
+ (「 26, 722, 519」 × 9 / 1 0)  
+ (「 6, 506, 174」 × 9 / 1 0)  
+ (「 (26, 331, 823-26, 400) 」 × 6. 8 / 1 0) (一般管理費等－差額)  
－ 「 11, 484, 100」 (※)  
＝ 215, 516, 895円 (予定価格の92. 58%)  
⇒ 最低制限価格 (税抜)  
2 1 4, 1 7 6, 0 0 0円 (千円未満切捨て)

◎ 予定価格の 92. 00%

※ 解体工事で計上される負担金など、工事で発生する金属スクラップ等の有価物処理において、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の各費用の中に計上せず、これら費用とは別に控除額としてマイナス計上している場合は、これら4つの費用の合計額から負担金(有価物売却費等)を控除した額とします。

## 建設工事における最低制限価格の計算例①－ 3

### 算定方法①

$$\begin{aligned} & \left( \text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10 \right) \\ & = \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

### (例) 設計金額(税抜)165,870,000円の土木工事(鋼橋)の場合

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| ・ 設計金額 (①)   | 165,870,000円    |
| ・ 直接工事費      | 33,405,992円     |
| ・ 直接製作費      | 79,268,571円 (※) |
| ・ 共通仮設費      | 7,584,798円      |
| ・ 間接労務費      | 0円 (※)          |
| ・ 現場管理費      | 22,280,000円     |
| ・ 工場管理費      | 0円 (※)          |
| ・ 一般管理費等     | 23,330,639円     |
| ・ 合計 (②)     | 165,870,000円    |
| ・ 差額 (① - ②) | 0円              |

$$\begin{aligned} & \left( \left( 33,405,992 + 79,268,571 \right) \times 9.7 / 10 \right) (※) \\ & + \left( \left( 7,584,798 + 0 \right) \times 9 / 10 \right) (※) \\ & + \left( \left( 22,280,000 + 0 \right) \times 9 / 10 \right) (※) \\ & + \left( \left( 23,330,639 - 0 \right) \times 6.8 / 10 \right) \text{(一般管理費等－差額)} \\ & \Rightarrow \text{最低制限価格 (税抜)} \\ & \quad \underline{\underline{152,037,000\text{円}}} \text{(千円未満切捨て)} \end{aligned}$$

◎ 予定価格の 91.66%

※ 工場製作原価を計上する鋼橋製作・架設工事の場合は、工場製作原価のうち直接製作費は直接工事費に、間接労務費は共通仮設費に、工場管理費は現場管理費に含めて計算します。

※ この計算例は、間接労務費及び工場管理費が計上されていないケースです。

## 建設工事における最低制限価格の計算例①－４

### 算定方法①

$$\begin{aligned} & \left( \text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10 \right) \\ & = \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

(例) 設計金額(税抜)83,630,000円の機械器具設置工事の場合  
機器費(税抜)51,550,000円で計算

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| ・設計金額(①)   | 83,630,000円                |
| ・直接工事費     | 5,424,406円                 |
| ・機器費(60%)  | 30,930,000円(※)             |
| ・共通仮設費     | 2,258,616円                 |
| ・機器費(10%)  | 5,155,000円(※)              |
| ・現場管理費     | 3,621,781円                 |
| ・機器費(20%)  | 10,310,000円(※)             |
| ・据付間接費     | 2,249,865円(※)              |
| ・設計技術費     | 2,743,105円(※)              |
| ・一般管理費等    | 15,782,227円                |
| ・合計(②)     | 78,475,000円                |
| ・差額(① - ②) | 5,155,000円(機器費10%分は計上しません) |

$$\begin{aligned} & \left( \left( 5,424,406 + 30,930,000 \right) \times 9.7 / 10 \right) \\ & + \left( \left( 2,258,616 + 5,155,000 \right) \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \left( 3,621,781 + 10,310,000 \right. \right. \\ & \quad \left. \left. + 2,249,865 + 2,743,105 \right) \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( 15,782,227 \times 6.8 / 10 \right) \\ & = \text{最低制限価格(税抜)} \end{aligned}$$

**69,700,000円** (千円未満切捨て)

◎予定価格の83.34%

- ※ 製作原価、製作工事原価、機器費、据付間接費、設計技術費のうち1つ以上を計上する機械設備工事の場合は、製作原価、製作工事原価又は機器費の60%は直接工事費に、製作原価、製作工事原価又は機器費の10%は共通仮設費に、製作原価、製作工事原価又は機器費の20%並びに据付間接費、設計技術費は現場管理費に含めて計算します。
- ※ この計算例は、製作原価、製作工事原価ではなく機器費を計上しているケースです。

## 建設工事における最低制限価格の計算例①－5

### 算定方法①

$$\begin{aligned} & \left( \text{「直接工事費の額」} \times 9.7 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「共通仮設費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「現場管理費の額」} \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \text{「一般管理費等の額」} \times 6.8 / 10 \right) \\ & = \text{最低制限価格 (端数切捨て)} \end{aligned}$$

(例) 設計金額(税抜)71,660,000円の電気工事の場合  
機器費(税抜)43,184,000円で計算

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| ・設計金額 (①)   | 71,660,000円     |
| ・直接工事費      | 11,342,741円     |
| ・機器費 (60%)  | 25,910,400円 (※) |
| ・共通仮設費      | 3,577,406円      |
| ・機器費 (10%)  | 4,318,400円 (※)  |
| ・現場管理費      | 5,800,953円      |
| ・機器費 (20%)  | 8,636,800円 (※)  |
| ・据付間接費      | 595,000円 (※)    |
| ・設計技術費      | 2,457,453円 (※)  |
| ・一般管理費等     | 4,702,447円      |
| ・機器費 (10%)  | 4,318,400円 (※)  |
| ・合計 (②)     | 71,660,000円     |
| ・差額 (① - ②) | 0円              |

$$\begin{aligned} & \left( \left( 11,342,741 + 25,910,400 \right) \times 9.7 / 10 \right) \\ & + \left( \left( 3,577,406 + 4,318,400 \right) \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \left( 5,800,953 + 8,636,800 \right. \right. \\ & \quad \left. \left. + 595,000 + 2,457,453 \right) \times 9 / 10 \right) \\ & + \left( \left( 4,702,447 + 4,318,400 \right) \times 6.8 / 10 \right) \\ & = \text{最低制限価格 (税抜)} \end{aligned}$$

**65,117,000円** (千円未満切捨て)

◎ 予定価格の 90.86%

※ 機器費、据付間接費、設計技術費のうち1つ以上を計上する電気（通信）工事の場合は、機器費の60%は直接工事費に、機器費の10%は共通仮設費に、機器費の20%、据付間接費、設計技術費は現場管理費に、機器費の10%は一般管理費等に含めて計算します。

## 建設工事における最低制限価格の計算例②

### 算定方法②

「予定価格」  $\times 7.5 / 10 \sim 9.2 / 10$   
＝最低制限価格（端数切捨て）  
（予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲の割合を乗じて得た額）

### （例）予定価格（税抜）5,000,000 円の土木工事の場合

- ・ 予定価格 5,000,000円
- ・ 割合 91.00%（※）

5,000,000  $\times$  91.00%  
＝最低制限価格（税抜）  
**4,550,000円**（百円未満切捨て）

◎ 予定価格の 91.00%

※ 適用する割合は、下限値 a と上限値 b の範囲で乱数を発生させるため、表計算ソフト Microsoft Excel の関数  $RAND() \times (b-a) + a$  を使用します。

乱数は、0.0001（0.01%）刻みとします。

下限値 a と上限値 b は、過去の最低制限価格の平均値等を考慮し、下限値 a は 0.9001（90.01%）、上限値 b は 0.9102（91.02%）として、個別案件ごとに算出します。